

2021年9月8日

福岡高等裁判所 御中
裁判長裁判官 森富義明 様
裁判官 佐藤拓海 様
裁判官 伊賀和幸 様

団体名：NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本
住所：東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
共同代表 金井 裕
共同代表 永井 光弘



石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件への
公正な判決を求める

私たちは、地域の草の根グループや世界の NGO と連携しながら、ラムサール条約に基づく考え方・方法により、すべての湿地の保全、再生、賢明な利用の実現に寄与することを目的として活動している団体です。

本年 10 月 21 日に予定されている表題事件の判決について、対象地域に在住する 13 世帯住民の人権とかけがえのない湿地環境を守るために、工事差し止めが認められなければならないと、私たちは考えます。

ダム建設によって沈む地域は、農水省の棚田百選にも選ばれ、生物多様性に富んだ重要湿地です。ラムサール条約では、すべての湿地の保全が目標とされ、湿地の文化的価値の尊重や先住民の文化的権利を保障しています。先祖代々、この地を守りながら農業を営んできた住民の持続的な生活やこれを次世代に伝えたいという希望は、個人の尊厳基づく他に代わることができない大切な人権（日本国憲法 13 条幸福追求権）です。

国連の人権条約では、先住民の文化が居住地域に対する開発行為によって脅威にさらされてきた反省から、先住民の生活文化を基本的人権として保障しています。先祖代々の地を持続的に活用しながら文化的価値を守り生活を営む 13 世帯の住民も水没地域の地域社会を構成する人々として、これに準じて守られねばなりません。

原判決は「本件事業等によって、その生命、身体の安全が侵害されるおそれがあるとは認められず、その他の権利は、差止請求の根拠となりえない」として差し止め請求を棄却しましたが、13 世帯住民が持つ幸福追求権（先住権）は、土地収用法による財産権の補償を持ってしても代



わることができない基本的人権です。

また、国際自然保護連合の世界自然保護会議 2020 では、現在行われている会議に先立ち私たちが発議した「湿地保全のために水の自然な流れを守る」決議が採択されています (<http://www.ramnet-j.org/2021/05/report/4994.html>)。なお、国際自然保護連合は各国政府と N G O を会員とする自然保護のための団体であり、日本国政府もその国家会員です。

同決議は、ダム、導水路、河口堰、複式干拓、巨大防潮堤など、水管理インフラの構造物が水の自然な流れを妨げることで、生物多様性と人々の生活を大きく破壊してきたことに対して、これらの構造物を造らず、時には撤去し、地下水脈を含む水の自然な流れを守り、地域の人々の生活を守る活動に IUCN として取り組むと決議したのです。石木ダム建設は、こうした世界の潮流逆行するものです。

石木ダム建設事業は、既に各方面から指摘されているように、利水、治水いずれにおいても必要性が認められない事業です。環境アセスメントも杜撰であり妥当性もありません。手続き面でも、「住民との同意の上で建設に着手する」旨の覚書（1972 年）を反故にするなど、幾度となく住民を騙し続けてきました。こうした側面を真摯に受け止め、13 世帯住民の人権とかけがえのない自然を守ることにつながる判断をすることが司法の役割です。

公正な判決を何卒よろしくお願ひします。